**平成２５年（フ）第４６号**
福島県いわき市内郷御厩町１丁目44番地　第２若葉ハイツＡ201
債務者　鈴木真由美
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで　福島地方裁判所いわき支部

**平成２５年（フ）第２５７号**
茨城県水戸市新原１丁目23番73号
債務者　安田　　正
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで　水戸地方裁判所

**平成２５年（フ）第２７６号**
茨城県水戸市渡里町2773番地の２　ピアハウス塙Ｂ棟103号
債務者　米山　和昭
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで　水戸地方裁判所

**平成２５年（フ）第１５５号**
茨城県稲敷郡阿見町うずら野四丁目26番地12モア・エレガント103号室、前住所茨城県つくば市古来210番地９
債務者　吉田千代子
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２５年（フ）第１５６号**
茨城県土浦市板谷３丁目713番地１　市営西板谷住宅111号棟203号室
債務者　濵田　清子
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２５年（フ）第１６４号**
茨城県土浦市中高津２丁目４番13―102号　リエス土浦中高津
債務者　澤邊　節子（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２５年（フ）第１７８号**
茨城県稲敷郡阿見町大字阿見5161番地１　サニーコート103号
債務者　飛田　守彦
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２５年（フ）第５６号**
千葉県茂原市上永吉51番地30
債務者　林　　良徳
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２５年（フ）第２６１号**
石川県野々市市稲荷２丁目116番地
債務者　森下　信子
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで　金沢地方裁判所

**平成２５年（フ）第２６５号**
金沢市入江３丁目173番地１　ハイカムール千代205号、従前の住所金沢市高畠１丁目49番地３
債務者　谷　奈穂子
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで　金沢地方裁判所

**平成２５年（フ）第２４６号**
岐阜県瑞穂市穂積886番地２　パイン・フィールド101号
債務者　金巻　大介
1　決定年月日時　平成25年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで　岐阜地方裁判所

**平成２５年（フ）第２６１号**
岐阜県各務原市各務山の前町４丁目355番地
債務者　久保田貞浩
1　決定年月日時　平成25年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで　岐阜地方裁判所

**平成２５年（フ）第２８２号**
岐阜市福光東３丁目11番10号
債務者　平野二三子
1　決定年月日時　平成25年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで　岐阜地方裁判所

**平成２５年（フ）第２８７号**
岐阜県関市新堀町４番地
債務者　和泉　師津（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成25年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで　岐阜地方裁判所

**平成２５年（フ）第３４６号**
広島県安芸郡府中町本町２丁目９番30号202
債務者　海稲　芳弘
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで　広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第６４１号**
広島市安佐南区八木５丁目９番５―307号
債務者　新宅　百合（旧姓小泉）
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで　広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第４４号**
宮城県柴田郡大河原町字小島11番地５
債務者　黒川　昌弘
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで　仙台地方裁判所大河原支部